

# 新宮保健医療圏域における 退院支援ルールの手引き



新宮市



那智勝浦町



太地町



古座川町



北山村



串本町

平成29年2月改訂

(平成27年3月)

## 新宮保健医療圏域における退院支援ルールについて

新宮保健医療圏域(新宮市・東牟婁郡。以下「新宮医療圏」という。)は高齢化と高齢者を支える働き手の減少が全国的にも進んでいる地域であり、医療と介護の連携推進は重要課題となっています。

広域的かつ組織的な連携推進の体制構築が課題となっていた新宮医療圏において、平成26年度、厚生労働省のモデル事業「都道府県医療介護連携調整実証事業」に参加し、病院や市町村等、医療と介護の関係機関の理解と協力を得て、厚生労働省や県庁の支援を得ながら、「二次医療圏における退院支援ルールづくり」に取り組みました。

ここでいう「退院支援ルール」は、要介護状態の患者が自宅へ退院するための準備をする際に、病院からケアマネジャーに着実に引き継ぐための情報共有のルールであり、新宮医療圏の一般病床や療養病床を抱える6病院と6市町村の地域包括支援センター及び事業所の在宅ケアマネジャー等約120名からの代表メンバーが協議を重ねて出来上がりました。

新宮医療圏の医療と介護を必要とする高齢者が、人生の最後まで自分らしく暮らし続けるための地域包括ケアシステム構築の一環として、この「退院支援ルール」を参考として活用してください。

### 目 次

資料1	新宮保健医療圏域 退院支援ルールの手引き	2
	・「入院前にケアマネジャーがいる場合」	
	・「入院前にケアマネジャーがいない場合」	
	・「参考」入院・退院支援にかかる診療報酬及び介護報酬について	
資料2	退院支援に用いる基準	5
	・「基準1」入院前にケアマネジャーがいる場合	
	「在宅退院ができそう」と判断する基準(看護師等による判断)	
	・「基準2」入院前にケアマネジャーがいない場合	
	退院支援が必要な患者の基準	
資料3①	入院時情報提供書 予防(要支援)用	
資料3②	入院時情報提供書 介護(要介護)用	
資料4	退院・退所情報記録書	
資料5	病院運用ルール一覧表	
資料6①	退院後の入所施設(介護保険施設)	
資料6②	退院後の入所施設(介護保険地域密着型)	
資料6③	退院後の入所施設(介護保険外)	
資料7	各市町村介護保険担当課窓口・地域包括支援センター一覧	